

会報

宮崎県建設業協会機関誌

Monthly Association Construction Industry NEWS

 (社)宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP : <http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail : info@miyazaki-kenkyo.or.jp



農政水産部長賞

工 事 名 : 平成21年度畑地帯総合整備事業(担手支援)

尾八重野地区8工区

施 工 者 : 原工業 株式会社

工事概要 : 整 地 工 A=5.9ha

道 路 工 L=250.5m

排水路工 L=1,129.9m

発 注 者 : 西諸県農林振興局

取組の概要

本工事は、畑のは場整備(区画整理)を行ったものです。工事着手後の地元からの表土確保に関する要望にも素早く施工計画を見直し、作業工程を工夫し、工事を完成させました。

工事着手前、完成写真に航空写真を活用する等、施工管理にも工夫を行いました。

個人財産である農地を扱う為、地元調整に多大な労力や時間を要するは場整備工事においてこのような取り組みは、高い評価を受けました。

8

2012.AUG

No.454

目 次

◇平成24年8、9月行事予定	1
◇県協会HP・会員専用サイト掲載項目案内（7月分）	2
◇宮崎県建設業協会	
1. 第4回常務理事会を開催	3
2. 第4回宮崎県県土整備部との意見交換会	4
3. 平成24年度宮崎県優良工事表彰を実施	5
4. 現場見学会（都城工業高等学校）を実施	8
5. 平成25年度 宮崎県産業開発青年隊 隊員募集要項	9
6. 県設置の「公の施設」における指定管理者募集のお知らせ	11
7. 下請債権保全支援事業が平成25年3月31日まで延長されました！	12
8. 地域建設業経営強化融資制度が平成25年3月31日まで延長されました！	13
◇雇用改善コーナー	
1. 中小企業向けの主な雇用・労働関係助成金	14
2. 新規学校卒業予定者等の採用について	16
3. 平成24年度『建設産業人材確保・育成推進協議会 私たちの主張』 募集要領	17
◇技士会	
1. 平成24年度「土木施工管理技術検定試験 1級実地試験受験準備講習会」の 開催のご案内	18
2. 「監理技術者講習」の今後の日程についてのお知らせ	18
3. 平成24年度 第1回技術委員会を開催	18
4. 「JCM特別セミナー」の開催のご案内	19
5. 全国技士会連合会のアンケート調査依頼について	19
◇建退共	
1. 建退共宮崎県支部への届出や申請について	20
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（6月分）	21
◇厚生年金基金	
1. 事業概況（6月分）	21
◇建災防	
1. 粉じん障害防止規則等の改正について	22
2. 定期健康診断の結果に基づく保健指導について	23
3. 第49回「全国建設業労働災害防止大会」について	23
◇火薬保安協会	
1. 火薬類取扱保安責任者等試験の願書受付状況について	24
2. 火薬類の自然災害対策について	24
3. 今年の講習会の日程について	25
◇保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（6月分）	26
2. 中間前金払制度のご案内	27

平成24年8月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	水	九州建設業協会臨時会長会議、専務・局長会議（福岡） 宮崎県建設業協会4級経理事務士特別研修（2日まで宮崎）		
2	木	宮崎県建設業協会陳情要望		火薬保安講習（日向）
3	金	東九州自動車道建設促進地方大会（宮崎） 情報化施工・工事成績・土木積算に関するセミナー（日向）	小型車両系建設機械（整地・掘削）運転特別教育（4日まで延岡）	
4	土			
5	土			
6	月	生コン技術研修会（宮崎）		
7	火	九州建設業協会土木委員会（熊本）	職長・安全衛生責任者教育（8日まで延岡）	
8	水	九州建設業協会建築委員会（熊本）		
9	木	宮崎県建設業協会常務理事会並びに県土整備部との意見交換会		
10	金		高所作業車運転技能講習（12日まで清武）	
11	土			
12	土			
13	月			
14	火			
15	水			
16	木		基金納入告知書発送	
17	金		丸のこ取扱い作業従事者教育（清武） 災防団体連絡協議会（宮崎）	
18	土			
19	土			
20	月			
21	火	宮崎県建設業協会労務費調査説明会（日向） 監理技術者講習会（宮崎）	現場管理者統括管理講習（清武）	
22	水	宮崎県建設業協会労務費調査説明会（高鍋・西都）		
23	木	宮崎県建設業協会第1回建築委員会 宮崎県建設業協会労務費調査説明会（小林）		火薬保安講習（延岡）
24	金	宮崎県建設業協会労務費調査説明会（日南・串間）	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習（25日まで延岡）	
25	土			
26	土			
27	月	宮崎県建設業協会労務費調査説明会（宮崎・高岡）		全協連企画委員会（東京）
28	火	宮崎県建設業協会労務費調査説明会（西臼杵）	酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育（清武）	
29	水	宮崎県建設業協会労務費調査説明会（延岡）		
30	木	九州建設業協会専務・事務局長会議（長崎） 宮崎県建設業協会労務費調査説明会（都城）	土止め先行工法講習（清武）	
31	金	1級土木施工（実地）受験準備講習会		

平成24年9月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	㊥	1級土木施工（実地）受験準備講習会		
2	㊦			火薬類取扱保安責任者等知事試験（宮崎）
3	月			
4	火			
5	水			火薬類消費場所巡回指導員研修会
6	木		基金企業年金連合会常務理事・運用責任者セミナー（7日まで京都）	
7	金	宮崎県議会9月定例会開会（10/12まで） 1級土木施工（実地）受験準備講習会（8日まで）	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習（8日まで清武）	
8	㊥			
9	㊦	平成24年度上期1・2級建設業経理検定試験（宮崎大学）		
10	月			
11	火			
12	水		基金代議員会	
13	木		振動工具取扱作業従事者安全衛生教育（清武）	火薬保安講習（日南）
14	金			
15	㊥			
16	㊦			
17	㊧	敬老の日	敬老の日	敬老の日
18	火		基金納入告知書発送	保証会社取締役会（大阪）
19	水			
20	木	全国建設業協会理事会・評議員会（東京） 2級土木施工実力テスト（21日まで）	建災防本部常任理事会	
21	金		高所作業車運転技能講習（23日まで延岡）	
22	㊥	秋分の日	秋分の日	秋分の日
23	㊦			
24	月			
25	火	宮崎県建設業協会3級建設業経理事務士特別研修（27日まで宮崎）	足場作業主任者能力向上教育（延岡）	
26	水			
27	木		基金企業年金連合会理事長・企業年金トップセミナー（28日まで神奈川）	火薬保安講習（高鍋）
28	金		不整地運搬車運転技能講習（30日まで清武）	
29	㊥			
30	㊦			

県協会 会員の動き（7月1日～31日）

【代表者、組織、所在地等】

地区名	会社名	変更事項	変更前	変更後
日 南	河 野 建 設 (株)	代 表 者	河 野 實 夫	河 野 和 也
日 南	(有) 徳 井 建 設	代 表 者	徳 井 幸 満	徳 井 眞 一
小 林	(株) 緒 方 組	代 表 者	久 徳 利 春	緒 方 英 機
小 林	太 成 建 設 (株)	所 在 地	〒886-0004 小林市細野1722番地12	〒886-0009 小林市駅南292番地

【退 会】

地区名	会社名	代表者名
小 林	(株) 北 ノ 蘭 組	北ノ蘭 清 隆

県協会ホームページ・会員専用サイト掲載項目案内(24.7月分)

【ホームページ】

	項 目	所 管	形 式
1	宮崎県産業開発青年隊 平成25年度隊員募集について	宮崎県建設技術センター	html
2	「平成24年度宮崎県木造住宅耐震診断士養成講習会（8／9）」の開催について	宮崎県建築住宅課	html

上記文書をご覧になる場合は、予め会員の皆様方に通知しておりますID及びパスワードが必要となります。
当協会ホームページアドレスにつきましては、会報表紙をご覧ください。

宮崎県建設業協会

1. 第4回常務理事会を開催

平成24年7月10日（火）午後1時30分、建設会館「委員会室」において、全役員出席のもと開会された。

開会にあたり永野会長から「梅雨の大雨による被害報告はなかったが、これから台風シーズンになるので注意をお願いしたい。また本格的な夏場に向けて、節電問題もクリアしなければならない。今後は公共工事の発注件数が増加して、多くの会員が受注できることを期待したい。今日は審議項目が多いためスムーズな運営にご協力をお願いしたい」と挨拶があり、引き続き、会長が議長になって議事進行した。

議題については次のとおり。

議題1 県との意見交換会について

県土整備部との意見交換会については、岡田専務が、県土整備部の大田原次長は今回欠席するが、来月からは隔月出席になることを説明した。今月の議題は県から特別な提案はなかったが、前回の意見交換会で総合評価が議題になったため、資料として総合評価シートを準備したことを説明した。

協会として、「VE評価は同種の工事のみに適用すること」を提案することで決議した。

議題2 国・県に対する要望事項について

国と県への要望事項は、岡田専務が事務局で作成した案を正副会長会議に諮ったところ、公共事業予算確保を中心に、国に対しては8項目を6項目に、県に対しては8項目を5項目に絞り込んだことを説明して承認された。

議題3 地域・定例懇談会における本会提案事項について

10月に開催される九州建設業協会地域・定例懇談会について、岡田専務が本会としての提案事項をまとめるために、資料3に基づき前年度の懇談会と今年6月実施された九州地方整備局との意見交換会のテーマを参考にして作成した提案事項案に基づき、8月の常務理事会で意見をまとめたことを説明した。

宮崎県では、南海トラフ連動地震の大被害が想定されるため、国土防災計画を取り上げるべきとの意見や、決起大会は国政を見極めて対応を検討したいとの意見が出された。

議題4 社会保険加入状況調査結果について（情報提供）

本県の社会保険加入状況調査結果について、岡田専務が資料4に基づき情報提供を行った。社会保険加入は国の施策であるため、県協会として会員を守るために、加入促進のための情報発信等を行うべきとの意見があり了承された。

議題5 その他

6月28日開催された総務委員会について、同委員会の委員長である川上副会長が報告し、指名より大



会長挨拶



常務理事会

谷課長が、議題に沿って説明した。

総務議題1の本会の活動指針(案)は8月の常務理事会で提案があれば意見を求めることで承認された。

総務議題2の防災士・防災リーダー育成計画(案)は、本会はより高度な地域貢献の使命を持ち、それを優先するため否決された。

その他として、岡田専務が、月刊「建設人」の永野会長へのインタビューが8月2日午前11時に予定されること、併せて協会員にも、同社から写真・広告の掲載依頼があるかもしれないことを説明して了承された。

岡田専務が、8月20日発刊の宮日新聞の防災特集で、本会が取材を受けて記事が掲載されるため、取材地区が分かれば協力をお願いしたいこと。また、その日広告の枠取りができれば、PR活動として対応を事務局に一任することが承認された。

日本創造研究会主催第5回特別セミナーのパーティ券購入について岡田専務が説明して、政治連盟として10枚購入することが承認された。

「たけい俊輔と新しい日本・宮崎を創る集い」のパーティ券購入について岡田専務が説明して、政治連盟として10枚購入することが承認された。

以上、すべての議題を協議して終了した。

2. 第4回宮崎県県土整備部との意見交換会

平成24年7月10日(火)午後3時00分、宮崎県建設会館5階会議室において開催された。出席者は次のとおり。

◇県土整備部

管 理 課：江藤部参事兼課長、田村課長補佐、高妻主幹、串間主幹、平井主査、宮田主査

技術企画課：前田課長、木下課長補佐、森主幹、原口主幹、岩切主幹、日高主査

◇宮崎県建設業協会

永野会長、山崎・川上・谷口副会長

堀之内・淵上・林・仁科・河野・甲斐・竹尾常務理事

開会にあたり永野会長が「県土整備部に対して毎月意見交換会に出席していただくことに謝意を述べたい。また、梅雨の大雨で大きな被害がなかったことは幸い。県に対してはより良い県政を期待したいし、我々建設業界としても協力を惜しまない。」と挨拶され、続いて江藤管理課部参事兼課長が「台風4号と5号は、串間等現地の土木事務所が建設業者と直接対応して解決できた。7月2日に知事が九州地方整備局長と会談したが、そのなかで、補助事業予算に対する国の内示が良くないことにも言及したが、国としては急ぐものを優先した結果、宮崎には厳しい内示になったとのことであった。県としても、来年度は国への要望のあり方を工夫したい。」と挨拶され、永野会長が進行役となり、県からの情報提供を求めた。

まずは、技術企画課から、総合評価入札方式簡易型の全県一区における公共施設保全への取組評価について改定案の説明があった。

続いて、管理課から、法面の格付けについて法面業者184社を対象に格付けシミュレーションを実施した説明があり、法面工事に格付けが必要なのか協会に検討をお願いしたい。なお、本件を平成26年度から採用するためには、今年の8月から来年の7月までのデータを利用することになる。また、業者と



会長挨拶

しても格付書類と技術者を配置する準備期間を要するから、するかしないかを早く決める必要がある。先週は法面保護協会にも検討をお願いしているとの説明があった。

協会の意見は次のとおり。

技術企画課に対して、①現在の総合評価方式の「企業の地域社会貢献度」では最大14ポイントの差が付くため、応札意欲が薄れることもあったが、今回の提案は、ポイント差が改善できるため評価できる。②舗装工事と土木一式の違いについて、既に土木事務所に提案したことではあるが、例えば工事の枠組み基準について、舗装工事に側溝工事が含まれれば土木一式で良いのではないか。

管理課に対して、③法面工事の格付は数年前とは事情が違うため、法面保護協会での統一した見解は困難である。④法面についてはクラス分けするほどの工事が少ない。種別にこだわりすぎると、地元の業者が取れるはずの工事が別地区の業者に取られてしまう。⑤法面工事だけでランクアップして、そのまま土木一式でもAランクになる例もあるため、土木一式での参加要件を絞ることを希望する。

また、常務理事会で一致した見解であるVE提案の評価について、橋梁等特殊工事に偏るため、同種工事内だけの評価にしてもらいたいこと。また、平成25年度骨格予算確保のため尽力してもらいたいこと。用地の先行取得等、用地戦略を固めてもらいたいこと。の3点をお願いした。

上記意見を交わし、意見交換会を終了した。



管理課長挨拶

3. 平成24年度宮崎県優良工事表彰を実施

宮崎県は、7月26日、優良工事表彰制度に基づき、平成24年度宮崎県優良工事表彰をそれぞれの機関で行った。

宮崎県優良工事表彰制度とは、環境森林部、農政水産部及び県土整備部が所管する建設工事を対象に、工事成績が優秀であり、かつ他の模範となる取組を行っている工事を「優良工事」として表彰するものである。

本年度の受賞工事は、知事賞3件、部長賞8件、発注機関長賞52件となっており、下記のとおりである。

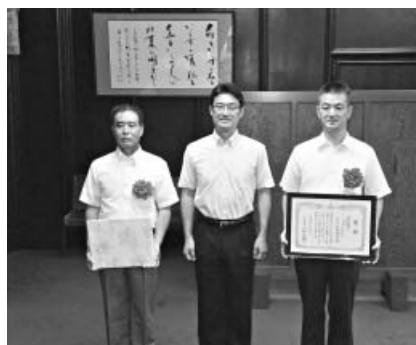


知事賞表彰式

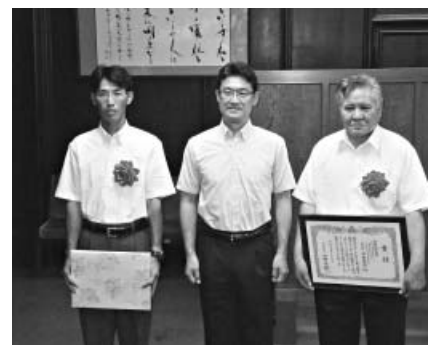
(左から㈱日南造園、河野県知事、㈱長嶺建設、浜田建設㈱)



知事表彰（浜田建設㈱）



知事表彰（㈱長嶺建設）



知事表彰（㈱日南造園）

平成24年度宮崎県優良工事表彰 表彰工事一覧

知事賞（3件）

部 名	工事番号・工事名	施工業者名	発注機関名
環境森林部	平成22年度治山先進技術実証事業 鶴戸地区	浜田建設（株）	南那珂農林振興局
農政水産部	平成22年度ため池等整備事業（危険ため池） だら地区3工区	（株）長嶺建設	中部農林振興局
県土整備部	平成23年度沿道修景第04-01号 主要地方道宮崎空港線沿道修景美化推進対策事業植 栽工事	（株）日南造園	宮崎土木事務所

部長賞（8件）

部 名	工事番号・工事名	施工業者名	発注機関名
環境森林部	平成23年度臨時県単治山事業 尾頭	（株）大建	中部農林振興局
農政水産部	平成23年度畑地帯総合整備事業（担手育成） 尾鈴北第1地区1工区	（株）宏和工業	児湯農林振興局
〃	平成23年度一般流通第2-1-1号 川南漁港 防砂堤工事	大和開発（株）	中部港湾事務所
県土整備部	平成23年度第1132-7-1号 延岡総合特別支援学校（仮称）外構電気工事（一工区）	三桜電気工業（株）	宮繕課
〃	平成22年度交付建設第11-31-3号 国道325号 河内工区 道路改良工事その2	（株）竹尾組	西臼杵支庁
〃	平成22年度22河川関連第2-3号 丸谷川 災害関連工事	（株）徳満建設	都城土木事務所
〃	平成22年度火山砂防第1-2-2号 洗出川 細野2工区 火山砂防工事	（株）山本組	小林土木事務所
〃	平成22年度交付水防第1-13号 五ヶ瀬川 下曾木地区 樋管工事	八作建設（株）	延岡土木事務所



環境森林部長表彰



農政水産部長表彰



県土整備部長表彰

発注機関長賞（52件）

部 名	工事番号・工事名	施工業者名	発注機関名
環境森林部	平成22年度復旧治山事業 御塩井	（株）甲斐建設	西臼杵支庁
〃	平成22年度復旧治山事業 椎八重（2工区）地区工事	大淀開発（株）	北諸県農林振興局
〃	平成23年度復旧治山事業 野々首3	（株）川上建設	児湯農林振興局
〃	平成22年度森林保全林道整備事業（居住） 長谷・児原線（2工区）	（株）伊達組	児湯農林振興局
〃	平成23年度道整備交付金事業（開設） 鏡・上赤線（2工区）	岡田工業（株）	東臼杵農林振興局
農林水産部	平成22年度ため池等整備事業（土砂崩壊） 長迫地区1工区	飯干工業（株）	西臼杵支庁

部 名	工事番号・工事名	施工業者名	発注機関名
農林水産部	平成22年度経営体育成基盤整備事業 江田山崎地区1工区	前原・仁田協經常建設 共同企業体	中部農林振興局
"	平成23年度経営体育成基盤整備事業 中津留地区1工区	原工業（株）	南那珂農林振興局
"	平成23年度畑地帯総合整備事業（担手支援） 万ヶ塚地区1工区	（株）東洋	北諸県農林振興局
"	平成23年度畑地帯総合整備事業（担手支援） 小林北部第1地区2工区	大幸建設（株）	西諸県農林振興局
"	平成22年度畑地帯総合整備事業（担手支援） 小林北部第1地区1工区	（株）木場土建	西諸県農林振興局
"	平成23年度広域農道整備事業（道交付金） 沿海北部5期地区1工区	（株）長由開発	東臼杵農林振興局
"	平成22年度一般漁場第1-1号 いるか岬沖合漁場 増殖礁工事1-1	吉原建設（株）	漁村振興課
"	平成22年度一般広域第2-5-1号 大堂津漁港 - 5m岸壁改良工事（1工区）	富岡建設（株）	油津港湾事務所
"	平成23年度漁村再生第5-1-1号 南浦漁港 - 2m物揚場補修工事	（株）矢野興業	北部港湾事務所
県土整備部	平成23年度第1131-7-8号 延岡総合特別支援学校（仮称） 寄宿舎棟増築主体工事	（株）児玉建設	営繕課
"	平成23年度第11-1-3号 県営生目台東団地給水改善工事（管）	（株）エイワ	営繕課
"	平成23年度交付建設第1-15-1号 緒方高千穂線 東岸寺工区 道路改良工事	（株）工藤興業	西臼杵支庁
"	平成23年度県単特改第122-3-1号 岩戸延岡線 黒原工区 道路改良工事	（株）木下組	西臼杵支庁
"	平成22年度交付建設第2-6-2号 高岡郡司分線 枇杷首工区 道路改良工事	第一建設（株）	宮崎土木事務所
"	平成22年度交付交安第1-6-1号 一般県道宮崎田野線 古城工区 持田橋側道橋工事	大塚・三州 經常建設共同企業体	宮崎土木事務所
"	平成23年度自然防災第130-02-01号 天神川農道橋 上部工	オリエンタル白石 （株）宮崎営業所	宮崎土木事務所
"	平成22年度交付総大第2-3号 水流川 拠点地区整備工事	（株）松本組	宮崎土木事務所
"	平成22年度交付建設第3-6-2号 一般県道郷之原日南線 内之田工区上下部工橋梁工事	永野建設（株）	日南土木事務所
"	平成22年度交付地活第82-1号 一般国道222号 油津大橋 橋梁補修工事（二期工事）	南日本興業（株）	日南土木事務所
"	平成23年度交付急傾第6-1-1号 上大節地区 急傾斜工事	（有）荒武組	日南土木事務所
"	平成22年度県橋維持第02-1号 都城北郷線 北平橋 橋梁補修工事	旭洋建設（株）	日南土木事務所
"	平成22年度更国橋補第5-2号 国道448号 市木BOX橋架替工事	（有）時任工業	串間土木事務所
"	平成22年度交付地活第74-1号 国道269号 上長野工区 道路防災工事	（有）辰己建設	都城土木事務所
"	平成23年度県単特改第1-1号 県道都城東環状線 今町工区 都城志布志道路 盛土法面復旧工事	（有）河口組	都城土木事務所
"	平成22年度交付建設第31-01-13号 県道都城東環状線今町工区都城志布志道路舗装工事 11工区	（株）木場組	都城土木事務所
"	平成22年度災関砂防第1-1号 渡司川2 災害関連緊急砂防工事	東和建設工業（株）	都城土木事務所
"	平成23年度県単補修第02-01号 一般国道221号 細野本町工区 舗装補修工事	（株）木場組	小林土木事務所
"	平成22年度交付建設第3-26-1号 京町小林線 南西方工区 道路改良工事	（有）竹下建設	小林土木事務所
"	平成23年度交付建設第2-34-3号 京町小林線 南西方工区 道路改良工事	（有）河野産業	小林土木事務所
"	平成22年度交付都市第14-3号 竹田通線 宮王丸工区 道路改良工事	（株）中馬建設	高岡土木事務所
"	平成23年度23河川災第67号 浦之名川 河川災害復旧工事 第67号	（株）隆盛建設	高岡土木事務所
"	平成22年度交付広域第7-4号 三財川 河川改修工事	河野建設（株）	西都土木事務所

部 名	工事番号・工事名	施工業者名	発注機関名
県土整備部	平成21年度連携国道第2-1-1-1号 国道219号 横野工区 トンネル工事	松本・志多・宮本特定建設工事共同企業体	西都土木事務所
"	平成22年度交付建設第21-47-4号 国道219号 横野工区 道路改良工事	(株) 伊達組	西都土木事務所
"	平成22年度県単特改第022-6-03号 一般県道 尾鈴川南停車場線 込ノ口工区 道路改良工事	(株) 河北	高鍋土木事務所
"	平成22年度県単特改第022-6-07号 一般県道 尾鈴川南停車場線 込ノ口工区 道路改良工事	(株) 天井丸建設	高鍋土木事務所
"	平成22年度県単特改第022-6-06号 一般県道 尾鈴川南停車場線 込ノ口工区 道路改良工事	柴坂建設 (株)	高鍋土木事務所
"	平成22年度交付水防第6-2号 二級河川 耳川 (諸塚村) 諸塚中心部 護岸工事	興洋開発 (株)	日向土木事務所
"	平成22年度交付防災第11-57-5号 国道327号 八重原工区 法面補修工事	(株) 太伯建設	日向土木事務所
"	平成22年度ダム管理第2-2-4号 渡川ダム 堆積土砂除去工事	(株) 田村産業	日向土木事務所
"	平成22年度交付建設第1-38-10号 一般国道503号 八重工区 改良工事	吉原建設 (株)	日向土木事務所
"	平成22年度県単維持第81-1号 国道265号 仲塔工区 道路維持工事	(株) 相生組	日向土木事務所
"	平成23年度交付都市第8-12号 愛宕通線 (仮称) 岡富橋 歩道工事 (その2)	(株) 日徳産業	延岡土木事務所
"	平成22年度交付建設第1-26-01号 国道218号 小峰工区 道路改良工事 (その1)	(株) 山崎産業	延岡土木事務所
"	平成23年度沿環整備第58-01号 県道北方土々呂線 三須地区 段差改善工事	(株) カネトミ	延岡土木事務所
"	平成23年度県単維持第21-7号 大島港 竹之尻地区 防波堤補修工事	河野・谷口経常建設共同企業体	油津港湾事務所

4. 現場見学会（都城工業高等学校）を実施

本会主催による現場見学会を、都城工業高等学校の1年生を対象に、7月11日（水）に実施した。
見学先については、下記のとおりである。

1. 実施高校 都城工業高等学校
建設システム科1年生 41名（うち女子2名）
2. 見学先
 - ① 宮崎西環状線跡江川橋(仮)橋梁上部工事
施工業者 ピーエス三菱・内山・岡崎JV
発注先 宮崎土木事務所
 - ② 川井田医院増改築工事
施工業者 大淀開発(株)

現場見学会は、基幹産業としての建設業の活動状況、魅力等について、高等学校等の生徒、生徒の保護者及び教師に地域社会の建設現場等を実地に見学してもらい、建設業への理解を深めながら少子、高齢化社会への若年建設従事者の入職や定着促進を図ることを目的として平成3年から実施しているものである。



橋梁上部工工事①



橋梁上部工工事②



増改築工事①



増改築工事②

5. 平成25年度 宮崎県産業開発青年隊 隊員募集要項

(指定管理者：学校法人 宮崎総合学院)

平成 25 年度の産業開発青年隊隊員を次のとおり募集いたします。

◎選考試験日・受験願書受付期間及び選考試験会場等

項 目	内 容			
募集定員	課 程	定 員		
	施工管理課程	40 名 (男・女)		
	専 攻 課 程	20 名 (男・女)		
	計	60 名 (男・女)		
選考試験の区分	選考試験日	発表日	受験願書受付期間	選考試験会場
推薦選考試験 募集定員 (施工管理課程 24 名) (専攻課程 12 名)	平成 24 年 10 月 6 日 (土)	平成 24 年 10 月 12 日 (金)	平成 24 年 9 月 10 日 (月) } 平成 24 年 10 月 1 日 (月)	宮崎県建設技術センター (産業開発青年隊)
一般選考試験 I	平成 24 年 11 月 24 日 (土)	平成 24 年 11 月 30 日 (金)	平成 24 年 11 月 1 日 (木) } 平成 24 年 11 月 19 日 (月)	宮崎県建設技術センター (産業開発青年隊) 宮崎県延岡総合庁舎
一般選考試験 II	平成 25 年 2 月 9 日 (土)	平成 25 年 2 月 15 日 (金)	平成 25 年 1 月 15 日 (火) } 平成 25 年 2 月 4 日 (月)	〃
一般選考試験 III	平成 25 年 3 月 22 日 (金)	平成 25 年 3 月 25 日 (月)	平成 25 年 3 月 4 日 (月) } 平成 25 年 3 月 18 日 (月)	宮崎県建設技術センター (産業開発青年隊)

※各課程とも定員に充足次第募集を中止致します。

選考試験概要 (各会場共通)

推薦選考試験		一般選考試験	
受 付	10 : 00 ~ 10 : 20	受 付	10 : 00 ~ 10 : 20
説 明	10 : 20 ~ 10 : 30	説 明	10 : 20 ~ 10 : 30
面 接	10 : 30 ~ (1 人 10 分程度)	作 文	10 : 30 ~ 11 : 30
		面 接	11 : 40 ~ (1 人 10 分程度)

◎応募資格 I (入隊資格) 【(各課程共通：原則として、県内在住者又は県内出身者とする。

昭和 56 年 4 月 2 日から平成 7 年 4 月 1 日までに生まれた者 (平成 25 年 4 月 1 日現在で、18 歳以上 30 歳以下)】

1 施工管理課程 (教育訓練期間は 4 月から翌年 2 月末まで)

学校教育法に規定する高等学校又は中等教育学校を卒業した者 (卒業見込みの者) 又は、これと同等の学力を有すると認められる者。

2 専攻課程 (教育訓練期間は 4 月から翌年 2 月末まで)

学校教育法に規定する高等学校又は中等教育学校を卒業した者 (卒業見込みの者) 又は、これと同等の学力を有すると認められる者で土木建設分野に関する技術及び知識を有していると思われる者又は施工管理課程を修了した者。

◎応募資格 II (選抜方法)

1 推薦選考試験

- 1) 全寮制での団体実習訓練に耐え得る男女。
- 2) 高等学校を卒業見込みの者で、進学用調査書において出席率が 95% 以上であり、合格した場合入隊することを確約できる者。

2 一般選考試験

- 1) 全寮制での団体実習訓練に耐え得る男女。

◎応募手続き

1 提出書類（施工管理課程・専攻課程共通）

- 1) 宮崎県産業開発青年隊受験願書（写真は、6ヶ月以内に撮影したもの 受験票に50円切手貼付）
 - 2) 推薦書（推薦選考試験受験者）
 - 3) その他の書類
- ①高校在学者：調査書（進学用：申込日の属する前学期までのもの）
 - ②大学、短大、高専、専門学校在学者：卒業見込証明書、成績証明書
 - ③中学、高校、専門学校、大学等卒業者：卒業証明書、成績証明書、高等学校卒業程度認定試験合格証明書（旧大検）

2 入隊選考試験手数料（2,200円）

宮崎県収入証紙（2,200円）を受験願書に貼付してください。

受験願書受付後は、いかなる理由があっても入隊選考試験手数料の返金はありません。

◎受験願書の提出先及び問い合わせ先

宮崎県建設技術センター（産業開発青年隊） 隊員募集担当
〒889-1602 宮崎県宮崎市清武町今泉丙 2559-1
（専）0985-85-1600 FAX 0985(85)2991

※受験願書の設置場所

・宮崎県建設技術センター（産業開発青年隊）、県内の高等学校、市（各支所）町村役場、土木事務所等

◎受験願書の受付

郵送で申し込む場合は、必ず郵便局の窓口で「簡易書留郵便」にしてください。その際、郵便局窓口で交付される「書留郵便物受領証」は受験票が到着するまで保管しておいてください。

◎受験票の交付

受験資格審査などの結果、申込書を受理したときは、随時受験票を郵送します。

なお、受験票が受験の2日前までに到着しないときには、上記の問い合わせ先に連絡してください。

◎合格発表

※発表方法は宮崎県建設技術センター（産業開発青年隊）正面玄関に提示（午前10時～）するほか、受験者全員に合否結果を通知します。

◎授業料及び経費（参考）

年間経費（施工管理課程・専攻課程共通、平成25年度の見込み額）

入隊料 （入隊時）	授 業 料		入隊時経費 （見込み）	その他経費 （資格試験受験費用、寮生活費等）
	年 額	月 額		
5,650円	108,900円	9,900円	20万程度	年間35万円程度

※1 入隊時経費については、主に教科書、制服、実習服、製図道具などです。

※2 資格試験受験費用については、受験の都度、寮生活費については実費を毎月徴収します。
また、その他必要な経費が生じた場合も別途徴収します。

◎教育訓練期間

平成25年4月から平成26年2月末までの1年間です。

◎在隊中に受験できる資格・免許の種類

大型特殊自動車運転免許、車両系建設機械運転技能講習修了証、小型移動式クレーン運転技能講習修了証、火薬類取扱保安責任者、危険物取扱者、アーク溶接特別教育講習修了証、玉掛技能講習修了証、測量士補、情報処理技能検定、造園関連資格等

6. 県設置の「公の施設」における指定管理者募集のお知らせ

宮崎県では、県が設置した「公の施設」について、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的に、平成25年度からの管理業務をお願いする指定管理者を下記のとおり募集します。法人その他の団体（個人は除く）であれば、単独又はグループいずれでも応募ができますので、積極的なご応募をお待ちしております。

具体的な募集情報は、下記の施設所管課にお問い合わせいただくか、県ホームページをご覧ください。

【県ホームページ】 http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/somu/gyosei/shitei_kanri/

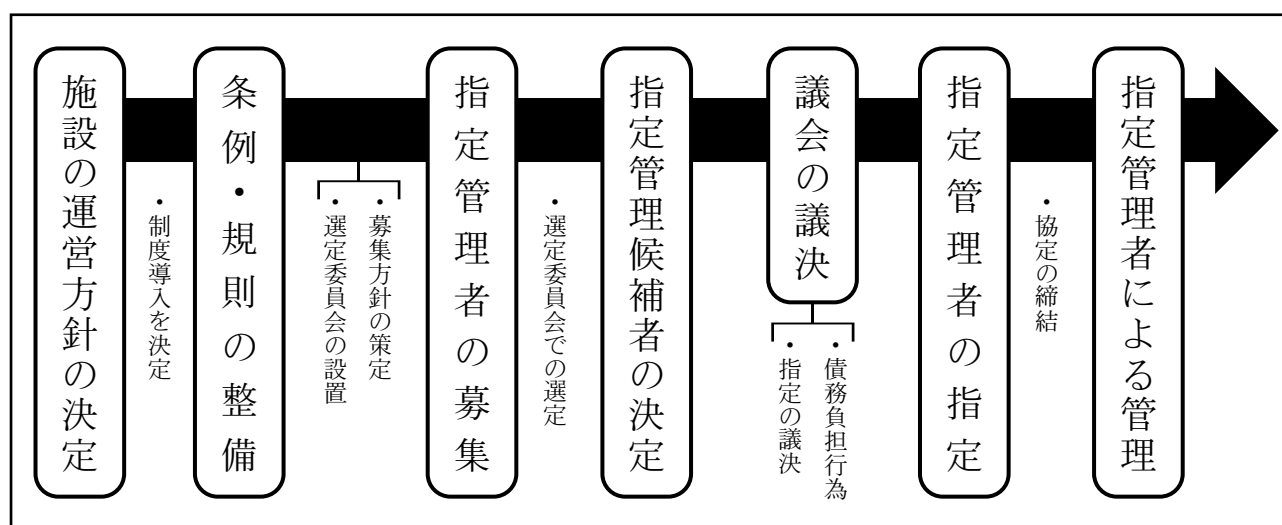
【募集期間】 7月上旬～9月上旬（※ホームページの募集情報（詳細）は募集開始と当時に更新される予定です。）

【説明会】 募集の詳細について説明会を開催します。（※参加申込みが必要です。）

募集予定施設名	所在地	施設所管課	電話番号
県営住宅（27団地）	日向土木事務所、延岡土木事務所及び西臼杵支庁管内	建築住宅課	（0985）26-7196

（参考）

指定管理者制度への移行は、下図の流れにより行うこととなります。



※「宮崎県公の施設の指定管理者制度の導入に関する指針」より抜粋

7. 下請債権保全支援事業が平成25年3月31日まで延長されました！

下請建設企業・資材業者のみなさんへ

『取引先が倒産しても、確実に工事代金の支払いを受けたいときは・・・』

制度が延長されました！！

下請債権保全支援事業

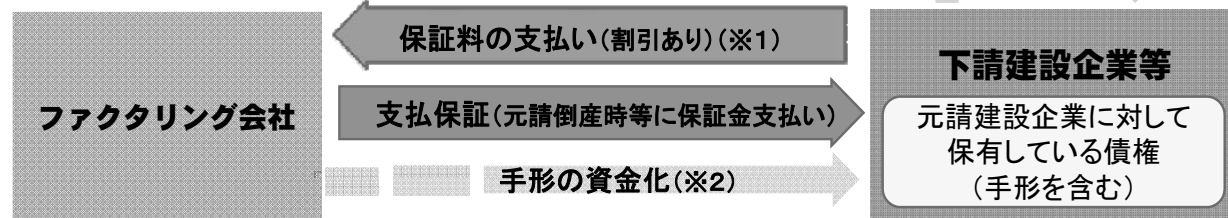
(債権支払保証事業)



下請建設企業等が元請建設企業に対して有する債権(手形を含む。)について、ファクタリング会社が支払保証を行うことにより、下請建設企業等の債権保全を支援します！

制度の概要

- 債務者が経営事項審査を受けているなどの一定の要件を満たせば、下請回数に関係なく(例えば、2次下請建設企業が1次下請建設企業に対して保有している債権についても)支払保証を受けられます。
- ファクタリング会社に支払う保証料の一部が軽減されます。
- 保証を受けられる時点は、原則として手形の交付を受けた段階(手形以外の債権は支払請求段階)からです【個別保証】。
なお、個々の下請工事等ごとに、下請契約等の締結段階から保証を受けられます【枠保証】。
- 東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等(がれきの処理等)に係る債権も対象となります。



(※1) 保証料の割引は、保証料の3分の2(保証される債権額の年率4%を上限)です。

保証料とは別に利用料(保証される債権額の年率1%)が必要です。

(※2) 一部のファクタリング会社では、支払が保証された手形の資金化にも対応しています。

制度のお問い合わせはこちらへ

国土交通省 建設市場整備課・建設業課	03-5253-8281
北海道開発局 建設産業課	011-738-0233
東北地方整備局 計画・建設産業課	022-225-2171
関東地方整備局 建設産業第一課	048-600-1906
北陸地方整備局 計画・建設産業課	025-370-6571
中部地方整備局 建設産業課	052-953-8572
近畿地方整備局 建設産業課	06-6942-1071
中国地方整備局 計画・建設産業課	082-511-6186
四国地方整備局 計画・建設産業課	087-811-8314
九州地方整備局 計画・建設産業課	092-471-6331
沖縄総合事務局 建設産業・地方整備課	098-866-1910
財団法人建設業振興基金 業務第一部	03-5473-4575

保証申込検討時のお問い合わせはこちらへ

■ファクタリング会社(順不同・随時更新)

北保証サービス株式会社(*・枠)	011-241-8654
みずほファクター株式会社(枠)	03-3286-2260
昭和リース株式会社(*・枠)	03-4284-1250
りそな決済サービス株式会社	03-5640-8695
株式会社建設経営サービス(*・枠)	03-3545-8562
SMBCファイナンスサービス株式会社(*・枠)	03-5444-1522
三菱UFJファクター株式会社(枠)	03-3251-8392
東京センチュリーリース株式会社(枠)	03-5209-6740
オリックス株式会社(*・枠)	06-6578-1650
株式会社建設総合サービス(*・枠)	06-6543-2843

(*) 手形の資金化に対応しているファクタリング会社

(枠) 枠保証に対応するファクタリング会社

～制度の期限が平成25年3月31日まで延長されました～

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

(平成24年1月更新)

8. 地域建設業経営強化融資制度が平成25年3月31日まで延長されました！

元請建設企業のみなさんへ

『公共工事等の受注に伴い、保証人・不動産担保なく、
融資を受けたいときは・・・』

制度が延長されました！！

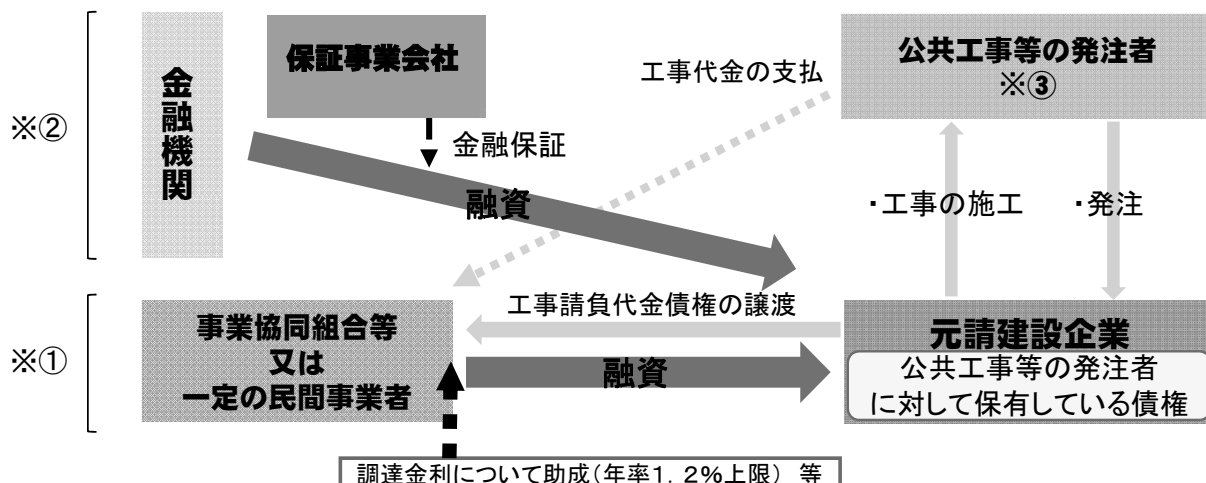
地域建設業経営強化融資制度



公共工事等の請負代金債権を担保に、低利で融資を受けられます。
未完成部分の施工に要する資金も融資を受けやすくなります！

制度の概要

- 受注した公共工事の出来高が5割に達した場合、出来高に応じて融資を受けられます（複数回利用可）。貸付金利は、事業協同組合等への助成措置により低利となります。
- 未完成部分の施工に要する資金については、前払金の支払を受けている場合、保証事業会社の金融保証により、融資を受けやすくなります。
- 公共性のある民間工事を受注した場合や東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等（がれきの処理等）を受注した場合も対象となります。



※①: 工事の出来高部分までの融資(事業協同組合等又は一定の民間事業者が融資)

※②: 工事の出来高を超える部分の融資(保証事業会社の金融保証を受け、金融機関が融資)

※③: 公共工事・公共性のある一定の民間工事(病院、福祉施設、PFIなど)及び東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等の発注者

制度のお問い合わせはこちらへ

融資のご相談はこちらへ

国土交通省 建設市場整備課・建設業課	03-5253-8281
北海道開発局 建設産業課	011-738-0233
東北地方整備局 計画・建設産業課	022-225-2171
関東地方整備局 建設産業第一課	048-600-1906
北陸地方整備局 計画・建設産業課	025-370-6571
中部地方整備局 建設産業課	052-953-8572
近畿地方整備局 建設産業課	06-6942-1071
中国地方整備局 計画・建設産業課	082-511-6186
四国地方整備局 計画・建設産業課	087-811-8314
九州地方整備局 計画・建設産業課	092-471-6331
沖縄総合事務局 建設産業・地方整備課	098-866-1910
財団法人建設業振興基金 業務第一部	03-5473-4575

※①・③について

融資を行っている事業協同組合等及び北保証サービス株式会社、株式会社建設経営サービス、株式会社建設総合サービスについては、財団法人建設業振興基金のホームページをご覧ください。

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/keieikyoka.html>

※②について

北海道建設業信用保証株式会社	011-221-2092
東日本建設業保証株式会社	03-3545-5125
西日本建設業保証株式会社	06-6543-2944
(順不同)	

～制度の期限が平成25年3月31日まで延長されました～



国土交通省

(平成24年1月更新)

雇用改善コーナー

1. 中小企業向けの主な雇用・労働関係助成金

1. 労働者を新たに雇い入れる場合の支援

平成 24 年 4 月 1 日現在

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
特定就職困難者雇用開発助成金 (特定求職者雇用開発助成金)	障害者、高齢者(60～64歳)等をハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた場合、賃金相当額の一部を助成	【高齢者(60～64歳)、母子家庭の母等】 対象者1人につき、90万円(短時間労働者※は60万円) 【身体・知的障害者(重度以外)】 対象者1人につき、135万円(短時間労働者※は90万円) 【身体・知的障害者(重度又は45歳以上)、精神障害者】 対象者1人につき、240万円(短時間労働者※は90万円) (※)週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者	都道府県労働局 ハローワーク
高齢者雇用開発特別奨励金 (特定求職者雇用開発助成金)	65歳以上の離職者をハローワーク等の紹介により所定労働時間が週20時間以上の1年以上雇用する労働者として雇い入れた場合、賃金相当額の一部を助成	対象者1人につき、90万円(短時間労働者※は60万円) (※)週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者	都道府県労働局 ハローワーク
派遣労働者雇用安定化特別奨励金	派遣先である事業主が受け入れている派遣労働者を直接雇い入れる場合に派遣先である事業主に対して助成	【期間の定めのない雇用の場合】 対象者1人につき、100万円 【有期雇用の場合】 対象者1人につき、50万円	都道府県労働局 ハローワーク
試行雇用奨励金	職業経験、技能、知識等から就職が困難な特定の求職者層等についてトライアル雇用を実施した場合に助成	対象者1人につき、月額 4万円(最長3か月間)	都道府県労働局 ハローワーク
3年以内既卒者(新卒扱い) 採用拡大奨励金	大学等を卒業後3年以内の既卒者も対象とする新卒求人又は被災した卒業後3年以内の既卒者に限定した求人を出し、正規雇用した事業主に対して助成	対象者1人につき、100万円(1事業所につき1人まで)、震災特例の場合120万円(1事業所につき震災特例対象者10人まで)	都道府県労働局 ハローワーク
3年以内既卒者 トライアル雇用奨励金	中学・高校・大学等を卒業後3年以内の既卒者を有期雇用での育成を経て正規雇用に移行させた事業主に対して助成	【有期雇用期間】 対象者1人につき、月額10万円(最長3か月間) 【有期雇用終了後に正規雇用に移行させた場合】 対象者1人につき、50万円(震災特例の場合60万円)	都道府県労働局 ハローワーク
精神障害者等 ステップアップ雇用奨励金	週20時間以上の就業を目指す精神障害者及び発達障害者についてステップアップ雇用を実施した場合に助成	対象者1人につき、月額2万5千円(最長12か月間)	都道府県労働局 ハローワーク
発達障害者雇用開発助成金	発達障害者をハローワークの職業紹介により常用労働者として雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告した事業主に対して助成	対象者1人につき、135万円(短時間労働者※は90万円) (※)週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者	都道府県労働局 ハローワーク
難治性疾患患者雇用開発助成金	難病のある人をハローワークの職業紹介により常用労働者として雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告した事業主に対して助成	対象者1人につき、135万円(短時間労働者※は90万円) (※)週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者	都道府県労働局 ハローワーク
精神障害者雇用安定奨励金	精神障害者を新たに雇い入れ、又は休職者を職場復帰させ、精神障害者が働きやすい職場づくりを行った場合に助成	【精神障害者支援専門家活用奨励金】 専門家の雇入れ1人につき180万円(短時間労働者は120万円)(ただし、賃金額が上限) 専門家の委嘱1回につき1万円(1年間24回を上限) 【社内精神障害者支援専門家養成奨励金】 精神保健福祉士等の受験資格を得る講習に要した費用の2/3(上限50万円) 【社内理解促進奨励金】 精神障害者の支援に関する知識を習得する講習に要した費用の1/2(1回あたり上限5万円) 【ピアサポート体制整備奨励金】 社内の精神障害者を精神障害者の雇用管理に関する業務の担当者として配置した場合5万	都道府県労働局 ハローワーク
障害者初回雇用奨励金 (ファースト・ステップ奨励金)	障害者雇用経験のない中小企業が初めて障害者を雇い入れた場合に助成	対象者1人目を雇用した場合に限り、100万円	都道府県労働局 ハローワーク
中小企業基盤人材確保助成金	中小企業労働力確保法における改善計画の認定を受けた中小企業事業主が、認定計画に基づき健康・環境分野等に該当する事業への新分野進出等の基盤となる人材を雇い入れた場合に助成	対象者1人につき、140万円、最大5人まで。	都道府県労働局 ハローワーク

2. 労働者の雇用を維持する場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
中小企業緊急雇用安定助成金	景気の変動等により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練、出向を行って労働者の雇用を維持した場合、かかった費用の一部を助成	【休業・教育訓練の場合】 休業手当等の4/5 (教育訓練を行った場合は訓練費を上乗せ) 【出向の場合】 出向元事業主の負担額の4/5	都道府県労働局 ハローワーク
中小企業定年引上げ等奨励金	65歳以上への定年の引上げ、希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入又は定年の定め廃止等を実施した中小企業事業主に対して助成	企業規模や導入した制度に応じ、20～120万円を支給	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構地域障害者職業センター雇用支援課等(都道府県高齢・障害者雇用支援センター)

3. 再就職支援等を行う場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
労働移動支援助成金 (再就職支援給付金)	事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者や、定年等により離職が予定されている高齢者等のうち、再就職を希望する方へ求職活動等のための休暇を1日以上与え、休暇日に通常の賃金の額以上の額を支払うとともに、再就職に係る支援を職業紹介事業者に委託し、再就職が実現した中小企業事業主に対して助成	委託費用の1/2(対象被保険者が55歳以上の場合は2/3) 上限40万円、300人分を限度	都道府県労働局 ハローワーク

4. 労働者の能力開発を行う場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
キャリア形成促進助成金	雇用する労働者を対象として、職業訓練等の実施、自発的な職業能力開発の支援を行う事業主に対して、資金及び訓練経費の一部を助成	【労働者に職業訓練等を受けさせる場合】 労働者の職業訓練等(座学)に要した経費・資金の1/3 短時間労働者の職業訓練等(座学)に要した経費・資金の1/2 労働者の自発的な職業訓練に要した経費・資金の1/2 (注)東日本大震災復興対策の特例措置が適用される場合は、助成率が異なります。 【認定中小企業等(中小労働法)の事業主が労働者に職業訓練等を受けさせる場合】 職業訓練等に要した経費・資金の1/2 (労働者の自発的な職業能力開発については1/2を助成)	都道府県労働局
成長分野等人材育成支援事業	健康、環境分野等の事業を行う事業主が、期間の定めない労働者の雇入れ等を行い、OJTを実施した場合に、訓練費の実費相当を支給 (震災対応分) 東日本大震災による被災者を新規雇用・再雇用した中小企業事業主が、その労働者に職業訓練を行う場合に、業種を問わず訓練費を助成(OJTも助成対象) (県外高度訓練(震災対応)分) 被災地の復興に資する産業分野の事業を行う中小企業事業主が、雇用する労働者を中核的人材に育成するため、高度な研修・訓練を県外の大学院や研究機関等で受けさせた場合に、事業主が負担した受講料や住居費の一部を助成。 (移籍特例分) 健康、環境分野等の事業を行う事業主が、健康、環境分野等以外の産業から労働者を移籍により受け入れ、職業訓練を行う場合に、OJTも含めて訓練費を助成	1訓練コースにつき、対象労働者1人当たり20万円を上限として支給 (中小企業が大学院を利用した場合には、上限額が50万円) (震災対応分) OJTについては事業主が負担した訓練費用を、OJTについては対象労働者1人につき1時間あたり600円を助成(1コースあたりの上限額は20万円(※)、1人あたり3コースまで) ※大学院をOJTで利用した場合には、上限額が50万円 (県外高度訓練分) 授業料等の実費相当及び住居費の3分の2を助成。 1人あたり90万円(授業料等50万円、住居費40万円)を1年間の上限。 (移籍特例分) OJTについては事業主が負担した訓練費用を、OJTについては対象労働者1人につき1時間あたり600円を助成(1コースあたりの上限額は20万円(※)、1人あたり3コースまで) ※大学院をOJTで利用した場合には、上限額が50万円	都道府県労働局 ハローワーク

5. 労働者の雇用管理改善を行う場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
均衡待遇・正社員化推進奨励金	事業主が、正社員への転換制度や正社員と共通の処遇制度等、パートタイム労働者又は有期契約労働者と正社員との均衡待遇推進等のために制度を導入・運用し、制度の対象者が出力した場合に助成	【正社員転換制度を導入した場合】 ・新たに転換制度を導入し、実際に1人以上転換した場合、一事業主当たり30万円(中小企業事業主には40万円) ・制度導入から2年以内に2人以上転換した場合、2人目～10人目まで、1人当たり15万円(中小企業事業主には20万円)、母子家庭の母等の場合は25万円(中小企業事業主には30万円) 【共通の処遇制度を導入した場合】 一事業主当たり50万円(中小企業事業主には60万円) 【共通の教育訓練制度を導入した場合】 一事業主当たり30万円(中小企業事業主には40万円) 【短時間正社員制度を導入した場合】 ・新たに制度を導入し、1人以上の支給対象労働者に適用した場合、一事業主当たり30万円(中小規模事業主には40万円) ・制度導入から5年以内に、2人以上に適用した場合、2人目～10人目まで、1人当たり15万円(中小規模事業主には20万円)、母子家庭の母等の場合は25万円(中小規模事業主には30万円)	都道府県労働局

6. 仕事と家庭の両立支援等に取り組む場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
両立支援助成金	一定基準を満たす事業所内保育施設の設置、運営、増築若しくは建て替え又は保育用具の購入を行った事業主又は事業主団体に対して、事業所内保育施設設置・運営等支援助成金を支給するとともに、子育て期における短時間勤務制度を導入し、労働者に当該制度を利用させた事業主に対して、子育て期短時間勤務支援助成金を支給する。	【事業所内労働者のための保育施設を設置・運営した場合等】 設置に要する費用の2/3(2,300万円限度) 運営に要する費用の1～5年目2/3、6～10年目1/3(運営形態等により限度額を設定) 増築又は建替えに要する費用の1/2(増築1,150万円限度、建替え2,300万円限度) 保育用具等購入に要する費用から自己負担金10万円を控除した額(40万円限度) 【子育て期(子が小学校3年生まで)の労働者が利用できる短時間勤務制度(1日の所定労働時間を短縮する制度等)の導入・利用促進に向けた取組を行い、利用者が生じた場合】 100人以下企業 1人目40万円、2～5人目15万円 101人以上企業 1人目30万円、2～10人目10万円	都道府県労働局
中小企業両立支援助成金	働き続けながら子の養育又は家族の介護を行う労働者の雇用の継続を図るため、労働者の職業生活と家庭生活を両立させるための制度を導入し、利用を促進した中小企業事業主等	【育児休業取得者に対し、代替要員を確保し、原職等に復帰させた場合】 15万円 【育児又は介護休業取得者がスムーズに現場に復帰できるようにプログラムを実施した場合】 1人当たり21万円限度 【育児休業取得者を原職等に復帰させ、一年以上継続雇用し、育児休業制度等労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度を利用しやすい職場環境の整備のため、研修等を実施した場合】 1人目40万円、2～5人目15万円 【初めて育児休業を取得した労働者が平成18年4月1日以降に出た事業主が一定の要件を備えた育児休業を実施した場合】 1人目70万円、2～5人目50万円	都道府県労働局

7. 労働条件の改善に取り組む場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
介護労働環境向上奨励金	【介護福祉機器等助成】 都道府県労働局長の認定を受けた計画に基づき、介護福祉機器を新たに導入し、適切な運用を行った場合に費用の一部を助成 【雇用管理制度等助成】 都道府県労働局長の認定を受けた計画に基づき、雇用管理制度等を導入し、適切かつ効果的に実施した場合に費用の一部を助成	【介護福祉機器等助成】 新たに導入した機器の導入・運用に要した費用の1/2(1事業主あたりの上限は300万円) 【雇用管理制度等助成】 導入した制度等の導入に要した費用の1/2(導入する制度の内容ごとに上限額を設定。1事業主あたりの上限は100万円)	都道府県労働局 ハローワーク

8. 中小企業を創業する場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
地域再生中小企業創業助成金 (地域雇用開発助成金)	雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域(21道県)において、当該地域における重点分野に該当する事業分野で創業し、ハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として2人以上雇い入れた事業主に対する助成	【10道県:北海道、青森、岩手、秋田、高知、長崎、熊本、宮崎、鹿児島及び沖縄県】 創業経費の合計額の1/2を支給、雇入れ奨励金として1人当たり60万円を支給(100人分まで限度)。 【11県:宮城、山形、福島、奈良、和歌山、鳥取、島根、愛媛、福岡、佐賀及び大分県】 創業経費の合計額の1/3を支給、雇入れ奨励金として1人当たり30万円を支給(100人分まで限度)。	道県労働局 ハローワーク

(注1)各助成金には、それぞれ受給するための要件があります。また、受給できる金額には、上限がある場合があります。詳しくは、上記の各問合せ先にご確認ください。
(注2)中小企業向けの助成金はこれ以外にもあります。詳しくは都道府県労働局・ハローワークにご確認ください。

2. 新規学校卒業予定者等の採用について

宮崎県知事 河 野 俊 嗣
宮崎県教育長 渡 辺 義 人
宮崎労働局長 小 林 泰 樹

新規学校卒業予定者等の就職促進に係る取組につきましては、平素より御理解・御協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、県内の新規学校卒業予定者の直近の就職状況につきましては、高等学校においては、求人数及び就職内定率ともに前年を上回っているものの、求人数は、いわゆるリーマンショック前の水準には回復しておらず、大学においては、就職内定率が就職氷河期と言われた時期と同様の水準となっているなど、依然として厳しいものとなっております。

このため、宮崎労働局内に設置しております宮崎新卒者就職応援本部において、県、労働局及び関係機関が一体となって各種就職支援に取り組んでいるところであります。

つきましては、一人でも多くの新規学校卒業予定者等の就職が促進されるよう、採用枠の拡大及び追加求人提出並びに高等学校や大学等の卒業後3年以内既卒者の新卒枠での応募受付につきまして、特段の御配慮をお願い申し上げます。

平成24年1月16日

(文書取扱)

宮崎県商工観光労働部労働政策課
宮崎県教育庁学校政策課
宮崎労働局職業安定部職業安定課

併せまして、関係団体の皆様や関連産業の事業主の皆様への働きかけに御協力くださいますよう、よろしくお願いします。

本県の雇用情勢等について

労働政策課地域雇用対策室

1 有効求人倍率について (宮崎労働局調)

(1) 有効求人倍率の推移 (季節調整値)

	22年		23年									
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
全国	0.58	0.61	0.62	0.63	0.61	0.61	0.63	0.64	0.66	0.67	0.67	0.69
宮崎県	0.52	0.54	0.54	0.56	0.56	0.56	0.58	0.58	0.60	0.60	0.60	0.61

(2) 県内の地域別有効求人倍率

	宮崎県	公共職業安定所別							
		宮崎	延岡	日向	都城	日南	高鍋	小林	
23年11月	0.61	0.64	0.54	0.54	0.81	0.72	0.49	0.94	
前年同期	0.50	0.54	0.45	0.43	0.67	0.53	0.50	0.60	

※ 宮崎県は季節調整値。公共職業安定所別は原数値。

(3) 九州各県の有効求人倍率

	宮崎	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	鹿児島	沖縄
23年11月	0.61	0.61	0.64	0.62	0.66	0.67	0.60	0.32
前年同期	0.50	0.52	0.55	0.50	0.52	0.58	0.47	0.32

2 完全失業率の推移について (総務省「労働力調査」)

(単位: %)

	22年		23年									
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
全国	4.9	4.9	4.6	4.6	4.7	4.5	4.6	4.7	4.3	4.1	4.5	4.5
宮崎県	4.9		5.1			4.2		5.1				未発表

※1 全国約4万世帯(本県では約500世帯)を対象とした調査からの推計数値である。

2 都道府県別は四半期ごとの平均(モデル推計値)が公表されている。

3 平成24年3月新規学校卒業者の就職内定状況について (宮崎労働局調)

(単位: 人、%)

		求職者数	就職内定者数	就職内定率
		①	②	②/①
高等学校	23年11月末現在	2,850	2,143	75.2
	前年同期	2,825	1,971	69.8
	前々年同期	2,927	1,852	63.3
大学	23年11月末現在	1,557	711	45.7
	前年同期	1,580	775	49.1
	前々年同期	1,496	724	48.4

3. 平成24年度『建設産業人材確保・育成推進協議会 私たちの主張』 募集要領

1. 趣 旨

国土交通省と建設産業人材確保・育成推進協議会では、建設業を担っている皆さんの意識高揚を図るとともに、一般の人たちへ建設業の役割や重要性について理解と関心を高めていただくために、建設業で働く方の主張を募集します。建設業がもたらす「夢」や「憧れ」、建設業の仕事を選んだ動機、これから就職しようとする若者へのメッセージなど、皆さんからの応募をお待ちしております。

2. 実施内容

- ・ 応募資格 平成6年4月1日以前生まれで、建設業に入職後、1年以上の実務に携わっている方。
- ・ 題 材 テーマは自由とするが、建設産業がもたらす「夢」や「憧れ」、建設業の仕事を選んだ動機、自分の目標、これから就職しようとする若者や後輩へのアドバイス等、建設産業のイメージアップにつながるテーマとする。
- ・ 応募方法 ①文字スペースを入れて、1200字～2000字程度（400字詰め原稿用紙であれば3枚～5枚以内）とする。
②原稿用紙に記入の場合、筆記用具は鉛筆（HB以上）またはボールペン。パソコン等での作成・提出も可（プリントアウトして提出のこと）。
③応募用紙にテーマ名、氏名（ふりがな）、性別、生年月日、住所、電話番号、会社名、勤続年数、職種等必要事項を記入の上、応募作の表面にホチキス止めして、4.の提出先窓口あてに送付する。

3. 応募期間 平成24年6月1日（金）～平成24年8月20日（月）（当日消印有効）

4. 提 出 先 応募者が所在する各都道府県建設業協会等、または、人材協事務局（建設業振興基金）に郵送。

5. 作品提出先 各都道府県建設業協会等において受付した応募作を、平成24年8月24日（金）までに人材協事務局（建設業振興基金）へ送付する。

6. 審 査 ・ 表彰者の公正かつ適正な選考を図るため、国土交通省が定める優秀作選考委員会の議を経て、表彰者の選定を行う。

7. 表 彰 ・ 最優秀賞は、1編程度として国土交通大臣賞とする。賞状に加え副賞を授与することができる。
・ 優秀賞は、2編程度として国土交通省土地・建設産業局長賞とする。賞状に加え副賞を授与することができる。
・ 佳作は10編程度とする。賞状を授与することができる。

8. 発 表 平成24年度 優秀施工者国土交通大臣顕彰式典（平成24年10月）にて、表彰予定。

9. そ の 他 ・ 本表彰の応募用紙又は応募作に記載の個人情報、その運営に必要な範囲内で利用します。応募者の同意を得ず、利用目的を超えて利用することはありません。
・ 応募作は自作の未発表のものに限り、入賞作の一切の権利は国土交通省に帰属する。
・ 応募作は一切返却しない。

10. 問い合わせ 〒105-0001
東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館6階
（建設業振興基金 構造改善センター
（建設産業人材確保・育成推進協議会事務局）
電話：03-5473-4572

技 士 会

1. 平成24年度 「土木施工管理技術検定試験 1 級実地試験受験準備講習会」の開催のご案内

今年の1級土木施工管理技術検定試験の学科試験は7月1日に実施されました。学科試験に合格された方と、昨年、学科試験に合格されている方を対象に、実地試験に向けた講習会を次のとおり開催します。学科試験に合格された皆さんは資格取得目指し、頑張ってください。

1 級 実地講習 (2日間を2回開催)	
日 時	平成24年8月31日(金)～9月1日(土)
	平成24年9月7日(金)～9月8日(土)
場 所	宮崎県建設会館(宮崎市橘通東2丁目9番19号)
問い合わせ	宮崎県土木施工管理技士会(0985-31-4696)

2. 「監理技術者講習」の今後の日程についてのお知らせ

平成24年度の講習は、下記のとおり、後2回計画しております。都合のいい日を選んで受講してください。

日 程	会 場
平成24年8月21日(火)	宮崎県技能検定センター(宮大前)
平成24年11月27日(火)	宮崎県技能検定センター(宮大前)

※お問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会 (TEL 0985-31-4696)

監理技術者とは、

発注者から直接、工事を請け負い、そのうち、総額3,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合(土木)は、監理技術者を工事現場に置かなければなりません。

3. 平成24年度 第1回技術委員会を開催

6月27日午後、今年度第1回目の技術委員会を開催しました。会長及び技術委員が委員長以下全員参加し、県土整備部技術企画課からは原口主幹・倉山主査に出席していただき、約1時間にわたり工事書類の簡素化に関する説明や質疑応答で意見交換をしました。後半は、今後の技術企画課との意見交換会のテーマについて議論し、工事書類の簡素化、工事検査、歩掛の適用等、各地区の意見を述べていただ

きました。今後、各支部の技術委員を通じて皆様の意見を整理して、技術企画課との意見交換のテーマを決めたいと思います。

4. 「JCM特別セミナー」の開催のご案内

昨年開催しました「JCM特別セミナー」が好評でしたので、今年も宮崎で開催します。講師は、ハタコンサルタント(株)の降旗 達生氏で、テーマは「現場代理人の折衝力の向上のワンポイント」となっております。少人数による演習形式で募集人員は30人、申込みは全国技士会連合会（JCM）のホームページのJCMセミナー（演習タイプの講習会）からになります。

○研修名 現場代理人の折衝力向上のワンポイント「監督を鍛える現場経験10年以上コース」

○内 容

1. 現場代理人に必要な能力（講義と演習）
成果を上げる現場代理人になるための手法を把握する
2. 総合評価方式 技術者ヒアリング対策（講義）
技術者ヒアリングで高評価を得る手法を知る
3. 技術者ヒアリング実習（講義と演習）
親密力（アプローチ）、調査力（リサーチ）、
表現力（プレゼンテーション）、質疑応答力（クロージング）を向上させる
4. 発注者、協力会社、近隣住民との折衝力 向上対策（講義）
折衝力を向上させて現場をスムーズに運営する手法を学ぶ
5. 折衝実習（講義と演習）
交渉力（クロージング）を向上させる

○日 時 平成24年10月1日(月) 9：30～17：00

○場 所 宮崎県建設会館

○参加費 会員 3,000円 非会員 20,000円

○定 員 30名

○申込み 全国土木施工管理技士会連合会ホームページ

5. 全国技士会連合会のアンケート調査依頼について

5月に、技術委員の皆さんを通じて依頼しました「土木施工管理技士に関するアンケート」に関する対象者を登録させていただきました。全国土木施工管理技士会（JCM）のホームページにアンケート調査がUPされております。回答の締切りは8月までとなっていますので、対象者の皆様は早めの回答をよろしくお願いします。

建 退 共

1. 建退共宮崎県支部への届出や申請について

＊次の場合は、届出や申請が必要です。

＊いずれの様式も、インターネットでダウンロードできます。

検索サイトに【建退共】と入力、“建設業退職金共済事業本部トップページ”を開いて、必要とする様式とその記入例をダウンロードします。

1. 会社の所在地、名称、代表者が変わったとき。

- 届出の様式は、『共済契約者住所名称（氏名）変更届』（様式第012号）です。
（会社の所在地が他県に変わる場合は、第013号の様式です。）
- 必要事項を記入し、宮崎県支部に届け出てください。
- 変更内容と添付書類
（変更の内容） （添付書類）
 - ・住所、会社の名称 ～共済契約者証、登記簿など（事実が確認できる書類）
 - ・代表者、電話、FAX番号 ～登記簿など（事実が確認できる書類）

2. 加入従業員（被共済者）の氏名、住所が変わったとき。

- 届出の様式は、『被共済者氏名等変更届』（様式第018号）です。
- 必要事項を記入し、共済手帳を添えて宮崎県支部に届け出てください。
- 変更内容と添付書類
（変更の内容） （添付書類）
 - ・氏名、生年月日の訂正 ～戸籍抄（謄）本、住民票、免許証の写しなど（事実が確認できる書類）
 - ・住所 ～添付資料は不要

3. 共済契約者証を紛失または棄損したとき。

- 申請の様式は、『共済契約者証交付申請書』（様式第014号）です。
- 必要事項を記入し、宮崎県支部に再交付を申請してください。
- 棄損した場合の届出は、棄損した契約者証を添付してください。
（注）「建設業退職金共済契約者証」は、金融機関の窓口で共済証紙を購入する際に提示する必要がありますので、大切に保管してください。

4. 共済手帳を紛失または棄損したとき。

- 申請の様式は、『共済手帳紛失又は棄損による再交付申請書』（様式第017号）です。
- 必要事項を記入し、宮崎県支部に再交付を申請してください。
- 紛失の場合は、紛失した手帳にどれだけ証紙が貼付されていたのかを確認できませんので、再交付する共済手帳は、前回更新した証紙の貼付実績からの再交付となります。
- 棄損した場合の届出は、棄損した共済手帳を添付してください。確認できる証紙の枚数を貼付実績として取り扱います。

お問い合わせは

建設業退職金共済（建退共）宮崎県支部

〒880-0805

宮崎市橘通東2丁目9番19号

県建設会館（県庁の北側）3F

TEL 0985-20-8867

FAX 0985-20-8889

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（6月分）

建退共宮崎県支部

区分 月別	共 済 契約者数	被共済者数	区分 月別	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (5月の状況)
5月末計	社 3,069	名 47,684	前年度累計	冊 391,458	件 44,192	千円 26,232,759	千円 112,514,713
加 入	6	100	当 月 分	729	204	170,151	40,025
脱 退	6	214	24 年 度 分	2,015	426	384,948	72,837
6月末計	3,069	47,570	累 計	393,473	44,618	26,617,707	112,587,550

厚生年金基金

1. 事 業 概 況（6月分）

1. 適 用

(平成24年6月末現在)

設 立 事 業 所 数	加 入 員 数		
	男	女	計
316 社	3,583	556	4,139

2. 給 付

(1) 老齢年金給付及び一時金の裁定状況（平成24年度）

(金額：円)

		当 月 分		年 度 累 計	
		件数	金 額	件数	金 額
退職年金	新規裁定	32	10,034,300	88	26,378,700
	失 権 者	15	3,360,100	26	4,305,700
選 択 一 時 金		10	5,830,500	32	20,036,600
脱 退 一 時 金 (企業年金連合会移換を含む)		23	3,858,800	86	11,803,000
遺 族 一 時 金		1	154,600	1	154,600

(2) 年金受給権者数

(金額：円)

件 数	年 金 額	内 訳					
		全 額 支 給		一 部 支 給		全 額 停 止	
		件数	年 金 額	件数	年 金 額	件数	年 金 額
5,755	1,187,070,900	5,663	1,145,811,200	31	18,954,200	61	22,305,500

3. 保有資産（時価）

年金給付等積立金	12,958,681,887 円
----------	------------------

建 災 防

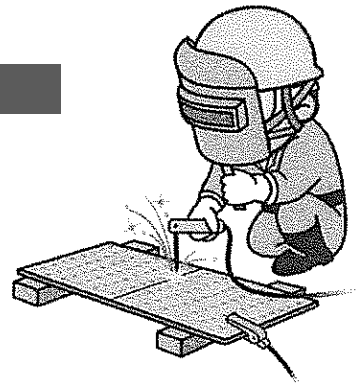
1. 粉じん障害防止規則等の改正について

◎ 屋外で金属をアーク溶接する作業等が呼吸用保護具の使用対象になりました！

平成24年4月1日から、「粉じん障害防止規則」及び「じん肺法施行規則」が改正されました。これにより、屋外における金属をアーク溶接する作業と岩石又は鉱物の裁断等の作業について、新たに次の措置が必要になりました。

⚡ 屋外で金属をアーク溶接する作業について

- 呼吸用保護具（防じんマスク）の使用
- 休憩設備の設置
- じん肺健康診断の実施
- じん肺健康管理実施状況報告の提出



⚡ 屋外で岩石・鉱物を裁断等する作業について

- 呼吸用保護具（防じんマスク）の使用

⚡ 粉じん障害防止措置の追加について

○ 呼吸用保護具の使用が必要な粉じん作業の範囲の拡大

① 金属をアーク溶接する作業を行う場合

これまで、「金属をアーク溶接する作業」を行う場合、呼吸用保護具（防じんマスク）の使用は、「屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部に」において行うものに限定されていましたが、この範囲が「屋外」において行うものにまで拡大されます。

これにより、屋内屋外を問わず、「金属をアーク溶接する作業」を行う場合には、呼吸用保護具（防じんマスク）を使用することが必要となります。

② 岩石・鉱物を裁断等する作業を行う場合

これまで、「手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする作業」を行う場合、呼吸用保護具（防じんマスク）の使用は、「屋外又は坑内に」において行うものに限定されていましたが、この範囲が「屋外」において行うものにまで拡大されます。

これにより、屋内屋外を問わず、「手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする作業」を行う場合には、呼吸用保護具（防じんマスク）を使用することが必要となります。

○ 粉じん作業の範囲の拡大

これまで、「屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部に」における金属をアーク溶接する作業が、粉じん作業として定められておりましたが、「屋外」で行うものにまで粉じん作業の範囲が拡大されます。

これにより、金属をアーク溶接する作業を行う場合には、粉じん作業場以外の場所に休憩設備を設けることが必要となります。

また、常時アーク溶接を行う事業場のうち、屋外でのみアーク溶接作業を行っていた事業場においても、定期的なじん肺健康診断の実施と、じん肺健康管理状況報告の提出が必要となります。

詳細については、宮崎労働局健康安全課（TEL.0985-38-8835）またはお近くの労働基準監督署までお問い合わせください。

2. 定期健康診断の結果に基づく保健指導について

- ◎ 労働安全衛生法に基づく定期健康診断における有所見者に対する保健指導、健康教育等の取組を促進することで、過労死や職業性疾病を予防しましょう。

- 働く方々の健康について、労働安全衛生法に基づく定期健康診断における有所見率の過去10年の推移を見ると、平成11年の43%から年々増加し、平成20年には51%へと初めて5割を超えました。
- また、過重労働による脳・心臓疾患（「過労死」等事案）による労災支給決定件数も年300件台後半と高水準で推移しています。
- 過労死や職業性疾病を予防するためには、有所見となった状態の改善を図ることが重要です。事業者は以下の事項に取り組みましょう。

（※有所見率：健康診断の項目に異常の所見がある方の割合）

事業者の具体的な取組事項

- (1) 定期健康診断実施後の措置
健康診断に異常の所見がある方について、医師の意見を勘案し、作業の転換、労働時間の短縮等の就業上の措置を確実に実施しましょう。
- (2) 定期健康診断の結果の働く方への通知
定期健康診断結果を働く方へ確実に通知しましょう。
- (3) 定期健康診断の結果に基づく保健指導
健康診断の項目に、異常の所見がある方など健康の保持に努める必要がある方について、医師や保健師による栄養改善、運動等の保健指導を行い、働く方自身も保健指導を利用して、その健康の保持に努めましょう。
- (4) 健康教育・健康相談等
健康診断の項目に、異常の所見がある方をはじめ、働く方に対し、栄養改善、運動等に取り組むよう健康教育、健康相談を行い、働く方自身も健康教育・健康相談等を利用して、健康の保持に努めましょう。

3. 第49回「全国建設業労働災害防止大会」について

全国建設業労働災害防止大会が10月18日（木）～19日（金）に神戸市において開催されます。（詳細については、「建設業労働災害防止協会」のHPをご覧ください。）

建設産業を取り巻く経営環境は依然として厳しく、〔安全衛生管理活動〕に対する悪影響が懸念されているところです。

いかなる状況においても、安全衛生の重要性を再確認し、安全衛生意識の高揚を図ることが重要であり、多くの関係者に全国大会に参加頂いて、安全衛生的意識と安全衛生管理ノウハウの共有を図って頂くようご案内いたします。

なお、「大会参加券（7,500円）」の購入につきましては、8月末日までに当支部へご連絡下さるようお願いいたします。

火 薬 保 安 協 会

1. 火薬類取扱保安責任者等試験の願書受付状況について

9月2日（日）、宮崎市（宮崎サザンビューティ美容専門学校）において実施する『平成24年度甲種・乙種火薬類取扱保安責任者及び丙種火薬類製造保安責任者試験』の願書受付状況（7月5日締切）は次のとおりです。

全員の合格をお祈りいたします。

種 別 職 種	甲種取扱責任者	乙種取扱責任者	丙種製造責任者	合 計
建 設 関 係	2 7	2 1	0	4 8
砕 石 関 係	1 5	3	0	1 8
製 造 関 係	1 3	0	0	1 3
販 売 関 係	0	3	0	3
煙 火 関 係	0	0	2	2
公 務 員	6	1	0	7
学 生	1	0	0	1
そ の 他	1 3	0	0	1 3
合 計	7 5	2 8	2	1 0 5

受験者の皆様に

- 試験会場は、宮崎サザンビューティ美容専門学校の講義室（5階）です。
場所は、宮崎駅西口交差点の南東角（県道沿い）です。
- 試験中は、電卓等の計算機類は使用禁止です。
- 試験会場では、携帯電話の電源を切ってカバン等に入れ保管してください。
- 学校の設備や備品、学生の品物に触れたり、使用したりしないでください。
- 校内では、灰皿のある場所以外での喫煙は禁止されております。
- 試験事務局の携帯電話は、080-1796-5190です。
（専門学校からの取次ぎはご遠慮ください。）
- 駐車場は、宮崎駅周辺の有料駐車場を利用してください。

2. 火薬類の自然災害対策について

昨年9月、奈良県において、台風の影響による土砂崩れに二級火薬庫2棟が巻き込まれ爆薬等が流出した事案が発生しましたが、経済産業省原子力安全・保安院から、二級火薬庫について考え得る対策が示されましたのでお知らせします。

(1) 立地面での対策

- ア 現行の火薬類取締法規則には、保安距離の他は、特に規定されていないが、被災防止の観点から、砂防指定地、地滑り防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域として、それぞれの法律により、主務大臣、知事が指定した区域への立地は避ける等の対策が必要
- イ 津波、洪水、雪崩等の可能性についても検討を行い、所要の対策が必要

(2) 構造面の対策

ア 万一の災害発生時に流出が懸念される二級火薬庫については、火工品が散逸しないように、その中に、堅牢な金属等の容器、又はアラミド繊維等一定の強度のある素材でできた袋状の入れ物に火工品を収納、あるいは、床下に収納庫を設置して、その中に火工品を収納し、併せてGPS機能等の発信器を取り付ける対応をし、二級火薬庫自体は流出しても、火薬類が容器等の中に留まるようにし、捜索・発見を容易にする等の対策が必要

イ なお、現時点では土砂災害等に対する火薬庫あるいは火薬類を収納する容器等の強度に関する知見はないため、実験等によるデータの収集が必要

(3) 運用面での対策

ア 二級火薬庫が危険な状態になった時の措置及びその訓練方法など予め定め、緊急時に対応できるようにする等の対策が必要

イ 災害発生のおそれがある時に、火薬類を二級火薬庫から安全に移せる避難場所を予め選定しておき、事前に都道府県と協議する等の条件整備を行い、早期迅速な運搬により危険を回避する等の対策が必要

ウ 火薬庫への火工品の貯蔵量を可能な限り減少させる対策が必要

エ 雷管等火工品には、目立つ着色、表示等を行い、また、火薬、爆薬の内装にも表示を行う等流出時の回収のための配慮を行う等の対策が必要

オ 雷管は段ボール箱に収納されているが、火薬類運搬箱等の頑丈な入れ物に収納し流出時の散逸を防ぐ努力を行う等の対策が必要

(※上記事項は技術的にその有効性、安全性等の検証、また、火薬類取締法との関係についても対応が終了しているものではありません。)

3. 今年の講習会の日程について

あなたの保安手帳は失効していませんか。受講記録欄で確認してください。受講の必要な方は、当協会への受講申込みを急いで行ってください。今年後半の講習日程は次のとおりです。

(1) 責任者・従事者保安講習会

月 日	曜	開催地	講習会場	講習時間
8月23日	木	延岡市	延岡建設会館	13:00～17:00
9月13日	木	日南市	日南建設会館	13:00～17:00
9月27日	木	高鍋町	高鍋町中央公民館	13:00～17:00
10月11日	木	宮崎市	宮崎県建設会館	13:00～17:00
10月25日	木	高千穂町	高千穂建設会館	13:00～17:00
10月26日	金	日向市	日向建設会館	13:00～17:00
11月 8日	木	西都市	西都建設会館	13:00～17:00
12月 6日	木	宮崎市	宮崎県建設会館	13:00～17:00

(2) 再教育講習会

月 日	曜	開催地	講習会場	講習時間
10月11日	木	宮崎市	宮崎県建設会館	10:00～17:00
12月 6日	木	宮崎市	宮崎県建設会館	10:00～17:00

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（6月分）

西日本建設業保証㈱
宮崎支店

I. 全般の状況

（単位：件、百万円）

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
平成24年度	322	22.0%	12,736	26.1%	703	8.8%	33,333	10.6%
平成23年度	264	10.5%	10,099	19.9%	646	1.9%	30,142	▲19.1%
平成22年度	239	▲33.2%	8,420	▲6.6%	634	▲17.9%	37,264	24.0%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

II. 発注者別の状況

（単位：件、百万円）

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	46	76.9%	2,578	9.7%	77	13.2%	7,510	▲7.4%
独立行政法人等	10	100.0%	5,002	41.9%	28	64.7%	11,245	60.8%
県	69	19.0%	1,280	4.0%	198	▲5.3%	7,179	▲0.1%
市 町 村	185	6.9%	3,565	19.4%	387	11.8%	6,945	3.6%
その他	12	500.0%	309	4284.8%	13	116.7%	452	▲60.5%
計	322	22.0%	12,736	26.1%	703	8.8%	33,333	10.6%

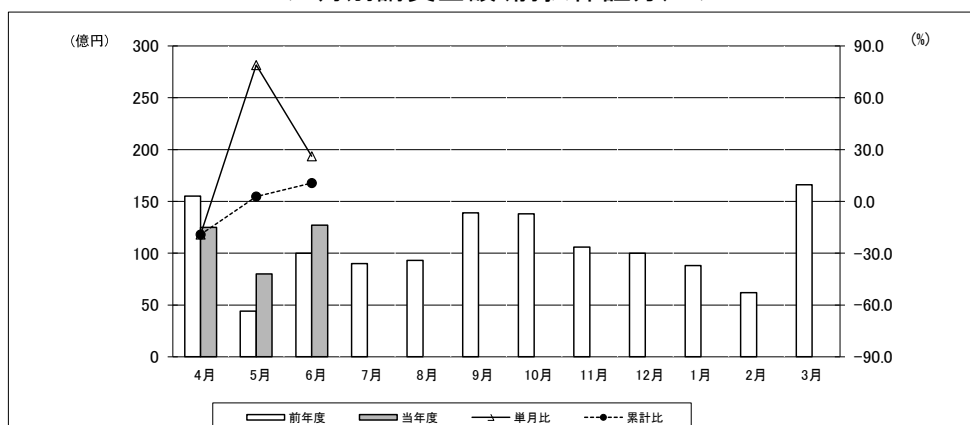
III. 地区別の状況

（単位：件、百万円）

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	56	▲23.3%	1,867	55.3%	143	▲1.4%	6,040	21.8%
高 岡	9	▲40.0%	143	▲17.0%	20	▲35.5%	275	▲48.9%
西 都	9	0.0%	207	▲21.0%	19	▲34.5%	310	▲70.9%
高 鍋	14	133.3%	959	▲9.9%	36	28.6%	2,843	17.2%
日 南	36	125.0%	▲308	—	53	23.3%	1,768	85.9%
串 間	18	38.5%	309	45.0%	26	▲3.7%	357	▲6.8%
都 城	52	79.3%	1,815	28.1%	104	26.8%	2,907	▲5.6%
小 林	22	▲18.5%	310	▲5.2%	61	5.2%	873	▲5.4%
日 向	48	37.1%	4,815	69.1%	120	23.7%	12,372	44.5%
延 岡	35	20.7%	2,317	2.8%	76	1.3%	4,916	▲27.9%
西 臼 杵	23	91.7%	297	54.9%	45	45.2%	667	56.5%
計	322	22.0%	12,736	26.1%	703	8.8%	33,333	10.6%

※日南地区：当月は既保証大型工事の請負対象額変更によりデータ上マイナス表示となっている。

< 月別請負金額(前払保証分) >



2. 中間前金払制度のご案内

中間前金払制度とは、建設企業の資金需要への確に対応することを目的として、当初の前払金40%に加え、更に20%の前払金を請求することができる制度です。

<制度採用発注者>

宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、串間市、西都市、三股町、高鍋町、国富町、綾町、木城町、川南町、都農町、美郷町、高千穂町、日之影町、椎葉村、諸塚村、国土交通省、農林水産省など。

<請求可能時期>

工期の2分の1を経過し、かつ工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が終了し、工事の出来高が50%以上となったとき。

<中間前払のメリット>

- ① 簡単な手続で工事代金が早く受け取れます。
- ② 一括現金払出のため、迅速な支払ができます。
- ③ 保証料が一律0.065%と格安です。

例：中間前払金1000万円の場合、保証料はわずか6500円です。

<保証申込時に必要な書類>

1. 保証申込書
2. 使途内訳明細書（「既済部分の材料費・労務費」として一括現金計上）
3. 認定調書（通知書）の写し

※認定調書とは、その工事が中間前払の支出要件を満たしていることを発注者が証明する書類です。

中間前払金を請求可能な時期になりましたら「中間前金払認定請求書(申請書)」に「工事履行報告書」を添えて発注者に提出して下さい。発注者より「認定調書（通知書）」が発行されます。

平成24年度宮崎県内の中間前払保証実績（平成24年6月分）

（単位：件、千円）

発注者	件数	請負金額	増減率(件数)	増減率(請負金額)
宮崎県	30	1,201,637	▲21.1%	▲16.2%
宮崎市	7	297,408	▲12.5%	23.7%
延岡市	6	94,262	50.0%	0.8%
美郷町	2	53,025	<	<
その他	1	33,075	<	▲67.0%
計	46	1,679,408	▲20.7%	▲15.0%

- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主(契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。

建設共済

法定外労災補償制度

建設共済と
ともに歩き、
ともに築く。

労災上乘せ補償から、奨学金まで。

財団法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■ 取扱機関：(社)宮崎県建設業協会
〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19
TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

「建設共済」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

Tel.03-3591-8451

<http://www.kyousaidan.or.jp/>